官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（五〇）　八
○災害対策基本法等の一部を改正する法律（五一）　六
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（五二）　三
○人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（五三）　三
〔政　令〕
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（二〇〇）　四
○災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二〇一）　四
○児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（二〇二）　四
○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（二〇三）　四
〔省　令〕
○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（総務五七）　四
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六五）　四
○森林法施行規則及び農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産二六）　四
〔法規的告示〕
○介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（厚生労働一七七）　四
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（原子力規制委六）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四
会社その他
会社決算公告　二

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（法律第五〇号）（総務省）

1　最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定することとした。（第四条～第九条、第一三条～第一五条及び第一七条関係）

2　改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二五年法律第一七九号。以下「新基準法」という。）の規定（新基準法第一三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙等について適用するものとした。（附則第二条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第五一号）（内閣府本府）

災害対策基本法の一部改正関係

1　総則

㈠　災害の定義

異常な自然現象の例示として、地盤の液状化を追加することとした。（第二条関係）

㈡　災害対策に関する基本理念

基本理念として、災害復旧及び災害からの復興に必要な準備に関する事項を追加することとした。（第二条の二関係）

㈢　国及び地方公共団体とボランティアとの連携

国は、ボランティアによる防災活動に対する事業者及び国民の関心等を深める等の必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第五条の三第二項関係）

㈣　施策における防災上の配慮等

国等が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に実施に努めなければならない事項として、宅地の耐震化に関する事項等を追加することとした。（第八条第二項関係）

2　防災に関する組織

㈠　中央防災会議の委員等への内閣府の防災監の追加

中央防災会議の委員等として内閣総理大臣が任命することができる者等に、内閣府の防災監を追加することとした。（第一二条第五項、第二五条第六項及び第二八条の三第六項関係）

㈡　都道府県災害対策本部長等からの登録被災者援護協力団体への協力の求め

都道府県災害対策本部長等が協力を求めることができる者として、㈢により内閣総理大臣の登録を受けた被災者援護協力団体（以下「登録被災者援護協力団体」という。）を追加することとした。（第二三条第七項、第二三条の七第三項、第二八条第三項及び第二八条の六第三項関係）

㈢　登録被災者援護協力団体

被災者の援護への協力であって、避難所の運営等の業務（以下「被災者援護協力業務」という。）を行う法人等は、申請により、内閣総理大臣の登録を受けることができること等とした。（第三三条の二～第三三条の一一関係）

3　防災計画

都道府県地域防災計画等に、公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定めることができることとした。（第四〇条第三項及び第四二条第三項関係）

4　災害予防

㈠　防災に必要な物資の備蓄の状況の公表

地方公共団体の長は、毎年一回、物資の備蓄の状況を公表しなければならないこととした。（第四九条第二項関係）

㈡　円滑な相互応援の実施のために必要な措置

指定行政機関の長等は、高度かつ専門的な技術等を有する人材の確保及び育成等の取組を推進することにより、他の災害応急対策責任者を迅速かつ的確に応援するよう努めなければならないこととした。（第四九条の二第二項関係）